

令和7年度 総合評価方式ガイドライン改定概要

総合評価方式ガイドラインの改定方針

背景・課題と改定方針

- 毎年度、時世を反映した評価項目の導入など改善を続けてきたが、選定タイプや評価項目が増え煩雑化していることから、内容を精査することで必要項目を絞り込み**スリム化**を図る。
- 「担い手3法」の改正に伴い、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう見直しを行い、**建設産業活性化および品質確保の強化**に取り組む。

【工事】

●スリム化

- ・適用タイプの統合と見直し
- ・工事難易度設定の効率化
- ・評価項目の統合
- ・ガイドライン本文の精査およびスリム化

●建設産業活性化および品質確保の強化

- ・適用タイプの「価格競争選択可」範囲の縮小
- ・評価項目の改善

■改定概要

本日説明の内容

1. 適用タイプ選定表の見直し
2. 工事難易度設定の効率化
3. 評価項目の見直し
4. ガイドライン本文の精査およびスリム化

【業務】

●スリム化

- ・ガイドライン本文の精査およびスリム化

1. ガイドライン本文の精査およびスリム化

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定概要 1 適用タイプ選定表の見直し

【工事】

【タイプ選定表の見直し】

- ①「標準型Ⅰ型」、「標準型Ⅱ型A」、「標準型Ⅱ型B」の統合
- ②「簡易型A」、「簡易型B」の統合
- ③「高度技術提案型」の採用可能範囲の削除
- ④「工事難易度」区分の変更（「Ⅴ以上」を「Ⅴ」に変更する）

【理由】実績が少なく、細分化する必要性が低いことから統合する。

- ⑤「価格競争選択可」範囲の縮小

【理由】総合評価は価格競争に比べて工事成績が高いことから更なる品質向上を目指す。

- ⑥「工事規模」区分の変更

【理由】格付区分および請負工事標準額等の見直しが行われたことに伴い変更する。

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定概要 1 適用タイプ選定表の見直し

舗装以外工事

【工事】

令和6年度

総合評価件数 価格競争件数

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
27.2億円以上	1				
10億円以上	標準型Ⅱ型A・B 1		標準型Ⅰ		※
5億円以上	簡易型A・B				
3億円以上	1	4			
2億円以上	5	3	2		
1.2億円以上	18	16	7	14	2
7千万円以上	30	10	9	3	4
2.5千万円以上	価格競争による				
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

※高度技術提案採用可

令和7年度

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
27.2億円以上					
10億円以上	① 標準型		③		
5億円以上	② 簡易型				
3億円以上					
2億円以上		⑤			
1.4億円以上	⑥				
8千万円以上		価格競争選択可 特別簡易型Ⅱ型A・B			
3千万円以上		価格競争による			
	I	II	III	IV	④ V (工事難易度)

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定概要 1 適用タイプ選定表の見直し

舗装工事

【工事】

令和6年度

総合評価件数 価格競争件数

(工事規模)	WTO標準型				高度技術 提案型
27.2億円以上					
5億円以上	標準型 II型A・B		標準型 I		
3億円以上	簡易型A・B 1				
2億円以上	特別簡易型 4				
5千万円以上	II型A・B 23		特別簡易型 I 型A・B 1		
2.5千万円以上	価格競争選択可 (21 5 1)				
1千万円以上	価格競争による				
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

※5千万円未満はAタイプ（県内企業）のみ

令和7年度

(工事規模)	WTO標準型				高度技術 提案型
27.2億円以上					
5億円以上	① 標準型				
3億円以上	② 簡易型				
2億円以上					
5千万円以上	特別簡易型 II型A・B ⑤		特別簡易型 I 型A・B		
3千万円以上	⑥				
1千万円以上	価格競争による				
	I	II	III	IV	④ V

※5千万円未満はAタイプ（県内企業）のみ

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定概要 2 工事難易度設定の効率化

【工事】

■課題

- ① 工事難易度「I～VI」と、事業分類「基本、やや難、難、特に難」の言葉が類似しており混同しやすい
- ② 事業分類が低い工事は制約条件が重なっても工事難易度「V」にはならない
- ③ 工事難易度「VI」はタイプ選定において「V」と違いはない
- ④ 工事難易度を設定するために、「事業分類表」と「工事特性（チェックシート）」で対応箇所を手動で確認しなければならない（ミスの誘発）

■工事難易度設定の効率化の内容

- (1) 工事難易度を定義づけする。（工事難易度「VI」の廃止）
- (2) 「工事難易度対応表」を「工事難易度 事業分類表」とし、ポイント化することで、工事難易度設定を容易にし効率化を図る（内容を変更するものではない）
- (3) 一部、代表的な工事の区分の難易度を見直す。（砂防のみ）

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定概要 2 工事難易度設定の効率化

令和6年度（現行）

工事難易度対応表（滋賀県総合評価方式選定用）

	事業分類	代表的な工事の区分（※1）	工事難易度（※2）					
			I	II	III	IV	V	VI
土木工事	道路1	舗装工事、土工事、道路付属施設（道路情報盤やトンネル設備等も含む。）設置工事、法面工事（含、現場吹付法枠工）、橋梁修繕工事、その他一般的な道路改築工事や道路維持補修工事	基本	やや難	難	特に難	②	
	道路2	アンカー（ロックボルト・グラウトアンカーを除く）工事、橋梁下部工事、橋梁上部工事、大規模な補修補強工事（橋梁耐震・橋梁T25対応・鋼橋塗装を含む。）※3など		基本	やや難	難	特に難	
	道路3	トンネル工事（トンネル本体工事）など			基本	やや難	難	特に難
	砂防	堰堤工事、急傾斜地崩壊対策工事、その他一般的な砂防工事	基本	やや難	難	特に難	②	
	地滑り	地すべり防止工事など		基本	やや難	難	特に難	
	河川1	築堤や護岸（法覆護岸工）などの一般的な河川工事、浚渫工事、根固めブロック設置工事	基本	やや難	難	特に難	②	
	河川2	樋門、樋管、水路トンネル（推進工法）、伏せ越し、揚排水機場など		基本	やや難	難	特に難	
	河川3	堰、水門、水路トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）など			基本	やや難	難	特に難
建築工事	建築1	一般的な工事（庁舎・学校、公営住宅等の建設・改修工事、耐震改修工事、解体工事）	基本	やや難	難	特に難	②	
	建築2	特殊な工事（美術館・博物館・研究施設等の建設工事、新技術を採用する建設・改修工事等）		基本	やや難	難	特に難	
	建築設備1（電気・機械）	一般的な工事（「建築1」同等の工事）に附帯する設備工事	基本	やや難	難	特に難	②	
	建築設備2（電気・機械）	特殊な工事（「建築2」同等の工事）に附帯する設備工事		基本	やや難	難	特に難	

※1：上記は代表的な工事（工種）内容であり、事業分類決定にあたって必要に応じて主管課と協議を行う。

※2：工事毎に「工事難易度チェックシート」により内容を精査し、当工事の難易度ランクを確定する。

※3：大規模な橋梁補修補強工事のうち橋梁補修工事については、一定規模（予定価格3億円以上、工期1年以上のいずれかを満たす）を目安に、工事内容、現場条件等を適正に検討の上、選定する。

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定概要 2 工事難易度設定の効率化

令和6年度（現行）

工事難易度チェックシート（滋賀県総合評価方式選定＜土木工事用＞）

Step1

事業分類	道路2	工事番号	令和6年度 第〇〇号 △△線道路整備工事	工事場所	〇●市 △×町	No.	
工事概要	工事難易度対応表を確認				基本難易度 (事業分類の「基本」欄の難易度)	II	当工事難易度 (チェック結果)
						III	

Step2

1. 工事目的物の規模・形状・構造等の難易度について	工事規模	土木 7,000万円～1.2億円
2. 工事内容の技術特性の難易度について	総合評価の採否、および適用タイプ等	特別簡易I型
3. 工事現場および周辺の環境・社会条件に関する難易度について		
4. 工事を進める上での関係機関等に関する難易度について		
※ 個別工事、上記に該当する内容について「○」または「●」をつける。 一：該当なし ○：該当する（+1ポイント） ●：該当し、特に配慮（注意）が必要（+2ポイント） ※ 2ポイント以下該当する場合：「基本」 3ポイント以上該当する場合：「やや難」 6ポイント以上該当する場合：「難」 7ポイント以上該当する場合：「特に難」とする。	評価結果 (当工事で難易度を上げるポイント数)	3 やや難

工事難易度チェックシート（滋賀県総合評価方式適用）

令和6年度

事業分類 道路2 工事種別 土木 工事難易度 Ⅲ

事業費 土木 7,000万円～1.2億円

評価結果 2 + 3 = 5 Ⅲ

特別簡易Ⅰ型A

工事難易度チェックシート（道路情報総合評価方式適用）

令和7年度

事業分類 道路2 工事種別 土木 工事難易度 Ⅲ

事業費 土木 2,500万円～5,000万円

評価結果 2 + 3 = 5 Ⅲ

特別簡易Ⅰ型A

表1. 工事難易度対応表（滋賀県総合評価方式適用）

事業分類	代表的な工事の区分（※1）	工事難易度（※2）					
		I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V	Ⅵ
土木工事	道路1	舗装工事、土工事、道路付属施設（道路情報やトンネル設備等も含む。）設置工事、法面工事（含、現場吹付法付工）、橋梁修繕工事、その他一般的道路改修工事や道路維持修繕工事	基本	やや難	難	特に難	
	道路2	アンカー（「0978」付・「グランド」付で、仮設付をを除く）工事、橋梁下部工事、橋梁上部工事、大規模な橋脚修繕工事（橋梁修繕工事、その他一般的道路改修工事）※3など	基本	やや難	難	特に難	
	道路3	トンネル工事（トンネル本体工事）など		基本	やや難	難	特に難
	砂防	堰堤工事、急傾斜地崩壊対策工事、その他一般的砂防工事	基本	やや難	難	特に難	
	地滑り	地すべり防止工事など	基本	やや難	難	特に難	
	河川1	築堤や護岸（法覆護岸工）などの一般的な河川工事、浚渫工事、根固めブロック設置工事	基本	やや難	難	特に難	
	河川2	樋門、樋管、水路トンネル（推進工法）、伏せ越し、揚排水機場など	基本	やや難	難	特に難	
	河川3	堰、水門、水路トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開閉工法）など		基本	やや難	難	特に難
	公園	一般的な公園工事（基盤整備・植栽・施設整備・グラウンド整備など）	基本	やや難	難	特に難	
	建築1	一般的な工事（庁舎・学校、公営住宅等の建設・改修工事、耐震改修工事、解体工事）	基本	やや難	難	特に難	
建築工事	建築2	特殊な工事（美術館・博物館・研究施設等の建設工事、新技術を採用する建設・改修工事等）	基本	やや難	難	特に難	
	建築設備1（電気・機械）	一般的な工事（「建築1」同等の工事）に附帯する設備工事	基本	やや難	難	特に難	
	建築設備2（電気・機械）	特殊な工事（「建築2」同等の工事）に附帯する設備工事	基本	やや難	難	特に難	
	建築設備3（電気・機械）	特殊な工事（「建築2」同等の工事）に附帯する設備工事	基本	やや難	難	特に難	

事業分類		代表的な工事の区分 ※1	事業分類 ポイント
土木 工事	道路1	舗装工事、土工事、道路付属施設（道路情報やトンネル設備等も含む。）設置工事、…	0
	道路2	アンカー（0978付・グランド付で、仮設付を除く）工事、橋梁下部工事、橋梁上部工事、…	2
	道路3	トンネル工事（トンネル本体工事）など	4
	砂防1	のり面保護工、擁壁工などの一般的な急傾斜地崩壊対策工事、渓流保全工事、砂防施設維持管理工事など	0
	砂防2	堰堤工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊対策工事（アンカー工、地山補強土工、高エネルギー収収型など）	2
	河川1	築堤や護岸（法覆護岸工）などの一般的な河川工事、浚渫工事、根固めブロック設置工事	0
	河川2	樋門、樋管、水路トンネル（推進工法）、伏せ越し、揚排水機場など	2
	河川3	堰、水門、水路トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開閉工法）など	4
	公園	一般的な公園工事（基盤整備・植栽・施設整備・グラウンド整備など）	0
	建築 工事	建築1	一般的な工事（庁舎・学校、公営住宅等の建設・改修工事、耐震改修工事、解体工事）
建築2		特殊な工事（美術館・博物館・研究施設等の建設工事、新技術を採用する建設・改修工事等）	2
建築設備1（電気・機械）		一般的な工事（「建築1」同等の工事）に附帯する設備工事	0
建築設備2（電気・機械）		特殊な工事（「建築2」同等の工事）に附帯する設備工事	2

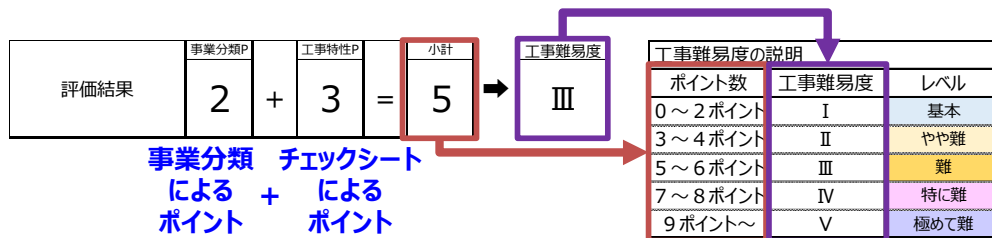
工事難易度の説明		工事難易度の定義付け
工事難易度	ポイント数	レベル
I	0～2ポイント	基本
II	3～4ポイント	やや難
III	5～6ポイント	難
IV	7～8ポイント	特に難
V	9ポイント～	極めて難

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定概要 2 工事難易度設定の効率化

令和7年度（改定）再掲

【工事】

- （1）工事難易度を定義づけする。（工事難易度「Ⅵ」の廃止）
- （2）「工事難易度対応表」を「工事難易度 事業分類表」とし、ポイント化することで、工事難易度設定を容易にし効率化を図る（内容を変更するものではない）



工事難易度の定義

- （3）一部、代表的な工事区分の難易度を見直す。（砂防のみ）

事業分類	代表的な工事の区分	事業分類ポイント
砂防	堰堤工事、急傾斜地崩壊対策工事、その他一般的砂防工事	0
地滑り	地すべり防止工事など	2

事業分類	代表的な工事の区分	事業分類ポイント
砂防1	のり面保護工、擁壁工などの一般的な急傾斜地崩壊対策工事、渓流保全工事、砂防施設維持管理工事など	0
砂防2	堰堤工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊対策工事（アンカー工、地山補強土工など）	2

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定概要 3 評価項目の見直し

(1) 「情報化施工技術への取組」に関する工種拡大

【工事】

工種「土工」「ほ場整備工事」「舗装工」に「**地盤改良工**」を追加する。ICT活用工事の実施に関しては「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備課設計課）」に基づく。

区 分（情報化施工技術を活用した工事への取組）	評価点
ICTの活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT活用工事 ※1	1.0

（参考）ICT実施要領による5つの活用段階

- ①三次元起工測量
- ②三次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④三次元出来形管理等の施工管理
- ⑤三次元データの納品

(2) 「建災防への加入および活動実績」の範囲拡大（R5復元）

建設業労働災害防止協会（建災防）への加入状況が高いことからモデル工事のみに範囲縮小していたが、「担い手3法」の改正による、災害工事での労災保険加入など、労働災害防止に対する言及を踏まえ、対象範囲を拡大する（R5の範囲に戻す）

区 分（建災防への加入および活動実績）		評価点
建災防への加入	なし	0
建災防への加入	あり	0.2
	あり	0.5

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定概要 3 評価項目の見直し

【工事】

(3) 「主たる営業所の有無」と「管内企業の下請活用」を統合して下請活用の適用範囲拡大

どちらも管内企業を評価する項目であることから統合し、特別簡易型にも下請活用を反映させ地域活性化を推進する。

●「主たる営業所の有無」

区 分（主たる営業所の有無）	評価点
「主たる営業所」が発注土木事務所の管外	0
「主たる営業所」が発注土木事務所の管内	1.0

●「管内企業の下請活用」

区 分（管内企業の下請活用の有無）	評価点
管内企業の下請活用なし	0
管内企業の下請活用あり※	0.5

※管内に主たる営業所を有する元請企業が
請負金額の80%以上を直営で執行することも可

●「主たる営業所の有無」

区 分（管内企業の下請活用の有無）		評価点
「主たる営業所」が 発注土木事務所の管外	管内企業の下請活用なし	0
	管内企業の下請活用あり	0.5
「主たる営業所」が 発注土木事務所の管内	管内企業の下請活用なし	1
	管内企業の下請活用あり※	1.5

※管内に主たる営業所を有する元請企業が
請負金額の80%以上を直営で執行することも可

評価の視点	評価項目	配点	総合評価タイプ				モデル工事				
			特別簡易 I型A	特別簡易 I型B	特別簡易 II型A	特別簡易 II型B	地域の担 い手育成	受注機会 促進	CO2削減 取組評価	若手・女 性チャレンジ	週休2日 +α
企業の地域性・社会性	主たる営業所の有無	1.0	△		△		◎ 2.0				
	管内企業の下請活用	0.5					◎				
	管内営業所の有無	1.5	△		△		◎				

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定概要 3 評価項目の見直し

【工事】

（４）「現場見学会の開催」に加えて「広報・PR」活動を追加

入札参加者の概ね100%が「現場見学会の開催あり」で自己申告応札していることから、さらに現場見学会の様子を企業の「**広報・PR**」活動で**発信**することを評価項目に追加する。（企業の広報誌、HP、youtube、SNS等の媒体を想定）

区 分（現場見学会の開催）	評価点
現場見学会の 開催なし	0
現場見学会の 開催あり	1



区 分（現場見学会の開催）		評価点
現場見学会の 開催なし		0
現場見学会の 開催あり	広報・PR活動なし	0.5
	広報・PR活動あり	1

（５）「その他、発注機関による独自設定項目」の追加と削除

- ・県内の特殊工種に対応できる**特殊重機保有**を独自設定項目に追加する。
（例）クラムシェル（浚渫等）、溶融材施工機（区画線）など
- ・「**快適トイレの設置**」を**削除**する。（快適トイレの普及促進も目的に追加されたが、費用計上することによる）

区 分（その他、発注者による独自設定項目）	評価点
評価項目に対して 評価できない場合	0
評価項目に対して 評価できる場合	0.5

令和7年度 総合評価ガイドライン等 改定

【業務】

■改定概要

1. 適用タイプ選定表の見直し
2. 工事難易度設定の効率化
3. 評価項目の見直し
4. ガイドライン本文の精査およびスリム化

業務における改定

（参考・土木交通部）業務版「若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」 項目の追加に向けた準備

- 令和6年度 : コンサルタント業務における「若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」制度の構築
- 令和7年度 : 表彰制度運用開始、周知期間
- 令和8年度以降 : 総合評価項目に追加を検討中